

## メール・FAX119 通報システム利用案内（斜里町）

斜里地区消防組合消防署

### 1 メール・FAX119 通報システムの概要

このシステムは、音声による119番通報が困難な聴覚や言語に障害のある方等（以下「聴覚障害者等」という。）が、携帯電話機やパソコンからのメールやFAXを利用して緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

### 2 利用対象者

原則として、斜里町内に住居を有する聴覚障害者等で、以下の利用条件及び注意事項について承諾が得られる方が対象となります。

### 3 利用条件

（1）メール・FAX119 通報システムを利用するにあたっては、利用申込書（様式1）に必要事項を記入して、消防署長あて提出し登録することが必要となります。

（2）メール・FAX119 通報システムは、他の手段により通報する事が出来ない場合に利用することができます。

（3）メール・FAX119 通報システムは、斜里町内からの消防車及び救急車の要請に限り利用することができます。

（4）メール・FAX119 通報システムは、添付ファイルや画像等の特別なアプリケーションソフトに対応していません。

（5）メール・FAX119 通報システムに問題等が発生した場合は、運用方法の変更・見直し等を行うことがあります。

（6）メール・FAX119 通報システムを利用する場合の、通信利用料及びプロバイダー利用料については、利用者負担となります。

### 4 注意事項

（1）メール・FAX119 通報については、遅延・消失する可能性があることから、緊急通報を受付けた旨の返信メール・FAX（以下「返信メール等」という。）を送信します。この返信が無い場合は、消防署に要請のメールが届いていない可能性があります。その場合は、近くの人に助けを求めるなど別な通報手段を講じてください。

（2）メール・FAX119 通報システムで通報を行った後、移動したりすると返信メール等が届かないことがありますので注意してください。またこの時、携帯端末機等の電源は切らないでください。

（3）消防署に届出のないメールアドレスで緊急通報を行った場合については、受理できません。

（4）日本語を使用し、外国語や絵文字などは使用しないでください。また、メール通報に

画像等の添付ファイルは使用できません。

(5) メール・FAX119 通報システムは、登録制としておりますので登録した方以外には通報用メールアドレスを教えないでください。

(6) メール・FAX119 通報システムは、緊急通報用ですので問い合わせ又は相談等には応じられません。

(7) 通報の受信後、要請場所等が不明な場合には、詳細な要請場所を確認するための返信メール等を送信します。この場合、救急車等の出動までに時間がかかります。

(8) 斜里町以外の場所にいる時は、近くの人に助けを求めるなど別の通報手段を講じてください。

(9) メールアドレスを変更した場合は変更の申込みを行ってください。

(10) 迷惑メール対策を実施している端末に関しては迷惑メールの設定を解除していただくか宛先指定受信の設定を行ってください。

(設定方法は使用しているパソコン、携帯電話の説明書等を参照してください。)

(指定ドメイン sharifd.jp)

(11) メール・FAX119 通報システムへの試験通報はご遠慮ください。

## 5 個人情報管理

(1) 個人情報の利用について

申込書に記入されている個人情報につきましては、メール・FAX119 通報に伴う業務の範囲内で使用し、それ以外での使用はしません。

(2) 個人情報の第三者への提供について

緊急時に消防署で必要と判断した場合には、親族等に申込書の記載項目について情報提供をすることがあります。

(3) 個人情報の変更及び抹消について

消防署救急係で利用の変更・中止申込書を受領後、ただちに登録の変更・抹消を行います。

(4) 個人情報の開示について

登録されている個人情報の開示については、ご本人と確認させて頂いた上で開示します。

## 6 問い合わせ

メール・FAX119 通報システムに関する質問または相談については、消防署救急係まで連絡して下さい。

## 利用までの手続き

### (1) 申込み方法

メール・FAX119 システムの利用を希望する方は、消防署・ウトロ分署（以下「消防署等」という。）で受け付けますので、申込書（様式1）に必要な事項を記入うえ、下記あて郵送・FAXで申込みをするか、消防署等に直接持参する場合は救急係に提出してください。

郵送又はFAXする場合のあて先

〒099-4113

斜里郡斜里町本町14-3

斜里地区消防組合消防署 消防課救急係

電話 0152-23-2435

FAX 0152-23-2494

### (2) 登録・利用開始通知

消防署消防課救急係で「メール・FAX119 通報（利用・変更・中止）申込書」に基づき登録作業を行います。登録完了後、当署から申込書に記載された FAX 番号またはメールアドレスに、登録完了 FAX またはメールを送信します。この FAX・メールが正しく受信できた時から利用可能となります。ただし、当署から送信した FAX・メールが読めない等の不具合が発生した場合は、消防署まで連絡ください。

### (3) 登録後の変更及び中止

登録内容の変更又は利用を中止する場合は、「メール・FAX119 通報（利用・変更・中止）申込書」に必要な事項を記入のうえ（1）の申込み方法と同様の方法で提出して下さい。

メールによる通報例

宛 先

\*\*\*@sharifd.jp (録後指定するアドレスをあて先としてください)

件 名

要請種別 (救急 火災 その他) を入れてください。

本 文

氏 名 : 斜里 太郎

要請場所 : 斜里町○○○町△△番地××

建物の名称等 : ○○団地△△棟××号室

要請理由症状 : 例 「救急」 私が○○を怪我して出血止まらない

「火災」となり建物から黒い煙が出ている

などできるだけ具体的に